

令和 7 年第 12 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 7 年 12 月 1 日（月曜日） 14 時 00 分～15 時 05 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 宮脇 保芳、 2 番 小野 隆壽、 3 番 高畠 千恵美、 4 番 飛高 聖悟、
5 番 小野 美智子、 6 番 伊藤 文士、 7 番 竹中 裕子、 8 番 山田 美之、
11 番 波戸崎 孝、 12 番 三又 勝弘、 13 番 山田 裕也、 14 番 矢野 弥平、
15 番 笠村 由喜、 16 番 塩月 吉伸、 17 番 矢田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯 2 区 清田 馨、 佐伯 3 区 寺嶋 雅昭、 佐伯 8 区 永田 不二男
上浦区 坂本 啓二、 弥生 3 区 藤原 映治、 本匠 1 区 矢野 正人、
直川 1 区 曾根田 正弘、 直川 2 区 橋迫 新五、 蒲江 3 区 後藤 正、

事 務 局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農 政 課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

はい。それではすいません。改めまして定刻になりました。

ただいまより、令和7年第12回、本年最後の農業委員会でありますけれども、佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員でございます。欠席が、田原委員、それから吉岡委員、それから、遅れておられますけれども宮脇会長、それから小野美智子委員、山田美之委員。この3名は遅れておられます。ただこの時点では欠席扱いになります。来られたときの表決とはまた異なります。

農業委員が17名中、本日の会議の出席委員は、5名が欠席という形になりますので、12名です。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1) 議案第33号から (3) その他の①、非農地証明願についてまでございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次退席をされて結構でございます。

それでは通常、会長がごあいさつでございますけども、先ほど申しましたように、農政課の違う会議がですね、ちょうど同じ時間で重複してしまって、そちらの方に出ておりますので、終了次第こちらの方に合流いたします。

そのようなことから多田副会長よりご挨拶を申し上げます。

(副会長)

皆様こんにちは。

ただいま局長さんからお話があったように、宮脇会長が今3階で、農政課の農業振興協議会の方で農振除外の提言を行っておりますので、それが終わり次第こちらの方に参るようになっておりますので、それまで私の方が代理ということで議事を進めていきたいと思います。

先月の13日ですかね、森崎の景観事業で、雨の中多くの皆さんのご出席をいただきまして、ありがとうございました。もう今芽が少し出てるそうです。春が楽しみになってきました。

また来年なったら、ぜひ森崎に菜の花を見に行っていただければと思っております。

もう令和7年12月が来ました。もうあと1ヶ月で終わろうとしております。

今、インフルエンザも流行っておりますので、残り1ヶ月、健康に気をつけながら、農業委員を務めていってもらいたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

(局長)

はい、ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長が合流するまでは、副会長の方に議事進行をお願いいたします。

(副会長)

それではこれより議事進行を行います。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録署名を2番小野隆壽委員、3番高畠千恵美委員にお願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(事務局)

着座にてご説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は12件で、面積は田及び畠を合計いたしまして9,648平米です。

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請についての件数は10件で、面積は田及び畠を合計いたしまして、4,486平米です。

議案第33号及び34号に関する合計件数は22件、合計面積は、田が1万987平米、畠が3,147平米で、総合計面積は1万4,134平米です。

以上のとおりでございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

(副会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営は基本手作業で行うとのことです。

農業は譲受人と夫、父の3人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は10aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

続きまして、橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

特に問題ありません、この件は。

(副会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の1番について、これより意見等を求めることがあります。
どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。
はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。
はい。全員賛成ということで許可したいと思います。
それでは3条の2番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域内の農地です。
譲受人は自己所有地及び借入金で米や果樹を栽培しているとのことです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と妻、子、子の妻の4人で行う予定とのことです。
農地取得後は米を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は180.6aとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと想われます。
事務局の説明は以上です。

(副会長)

続きまして、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(永田推進委員)

問題はありません。

(副会長)

ありがとうございます。
事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の2番について、これより意見等を求めることがあります。
どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。
ないという声がありました。
それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。
はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして3条の3番について、事務局より説明お願ひします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域内の農地です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してることです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人でう予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は21.59aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと想われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

担当推進委員が欠席しているため事務局より、推進委員の意見もお願ひいたします。

(事務局)

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

はい、ありがとうございます。

只今事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員さんが欠席しておりますので推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で栗や野菜を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

現状は荒れていますが会社で重機を使って綺麗にしたのち土を入れて農業するとのことです。

取得後の耕作面積は65.27aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと想われます。

担当推進委員からは、譲受人が農地取得後において耕作に必要な農作業を常時従事すると認められるかっていうのは、取得後の耕作状況の確認次第によるということで総合意見については、その確認以外からも特に問題ないかなという意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明、また担当推進委員の意見が事務局より述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、藤原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営は手作業で行うとのことです。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1.53aとなります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

続きまして、藤原推進委員さんお願ひします。

(藤原推進委員)

特に問題はありません。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしという声がありましたのでこれより意見を取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の6番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は会社での雇用者を含め、計9人で行う予定とのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1304.06aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員さんお願ひします。

(寺嶋推進委員)

問題ありません。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ないという意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の7番及び8番については、申請案件ごとに、申請地及び譲渡人の欄に示す申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す申請人は同一であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議したいと思います。

なお、事務局の説明の後は矢野推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。関連がありますので、3条7と8を一括して説明させていただきます。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹や杉苗を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定のことです。

農地取得後は杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は32.81aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

続きまして矢野推進委員お願ひいたします。

(矢野推進委員)

はい、特に問題ございません。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 7 番及び 8 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 7 番及び 8 番について、賛成する方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3 条の 9 番について、事務局の説明後、推進委員が欠席のため、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、義理の兄弟 4 人の計 6 人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 99.91a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと想われます。

担当推進から特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条 9 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ないという意見でござりますので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条 9 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3 条の 10 番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培してとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は79.487aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら举手をもってお願ひいたします。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の10番について、賛成される方の举手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の11番について事務局の説明の後、推進委員さんが欠席しておりますので、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹、シキミを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は76.72aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(副会長)

ただいま事務局からの説明、また、担当推進委員。

(事務局)

すいません。

担当推進委員の意見を言ってなかつた。すいません。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。すいません。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

それでは、3条の11番について、これより意見等を求めることがあります。
どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。
なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは3条の11番について、賛成される方の挙手を求めます。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして、3条12番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は、売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域外の農地です。
譲受人は自己所有地で花木を栽培してることです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と妻、両親、兄、兄の妻の6人で行う予定とのことです。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
今現在住んでいるところは木立ではないんですが、4月から5月ごろの間には、農地の近隣に引っ越し予定とのことです。
取得後の耕作面積は、214.834aとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと想われます。
事務局の説明は以上です。

(副会長)

はい。続きまして永田推進委員、お願ひいたします。

(永田推進委員)

特に問題はないです。

(副会長)

はい。事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の12番について、これより意見等を求めることがあります。
どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは、3条の12番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
以上で、農地法第3条に関する12件の審議を終わります。
続きまして、第議案第34号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。
議案書6ページの5条の1番から3番については、申請案件ごとの申請地及び譲渡人の欄に示す申請人は異なりますが、譲受人の欄に示す受け人は同一であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議したいと思います。
なお推進委員が欠席しておりますので事務局より推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。農業委員会の大良です。

私の方からは、5条を説明させていただきます。

まず、5条の1及び2、3を説明いたします。

議案の5条の1から3の譲受人は同一の申請者であり、一体的に事業を行う計画のため、関連しているので一括して説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

自動車整備工場の用途による申請です。

申請者は、大分市で自動車整備工場を経営しており、現在、2店目を佐伯市に出店する計画です。

申請地では、建築面積282平米の鉄骨平屋建ての自動車整備工場を1棟、駐車スペースを28台整備する計画です。

そして、土地の造成についてですが、盛り土などは行わず、アスファルト舗装工事を行うため、土砂の流出崩落の恐れはないと思われます。また、汚水は合併浄化槽を設置し、処理します。

処理した水は、隣接する排水側溝に流します。雨水は自然流下いたします。水利権はありません。許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

続きまして、担当推進委員の意見ですが、清田馨推進委員からは、特に問題ないと思うと回答いただいております。

以上よろしくお願ひいたします。

(副会長)

事務局からの説明また担当推進委員からの意見が、述べられました。

それでは5条の1番から3番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ないとの、意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番から3番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の4番について、事務局の説明の後、市原推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。5条の4について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畠です。

こちらで、建売住宅の用途による申請です。

申請者は、宅地建物取引業を営んでおり、申請地に建築面積74.11平米の2階建て住宅を3棟建築します。各棟には駐車場スペース2台分設置いたします。駐車場は舗装します。

申請地では、隣接する道路の高さを合わせるため、約30センチ以下の盛り土を施工します。

土砂の流出がないように、十分に注意し行う計画です。

そのため、土砂の崩壊流出の恐れはないと思います。なお、盛土規制法には該当いたしません。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。生活排水、汚水は農業集落排水に接続する計画です。こちらでは水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

担当推進委員の市原推進委員からは、周囲から見て、特に問題ないと思われますと回答いただいております。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 4 番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5 条の 5 番について、事務局の説明の後、清田推進委員が欠席のため、事務局より、推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。5 条の 5 について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種の農地です。

資材置き場としての用途による申請です。

譲受人は林業を営んでおり、既存の資材置き場や自宅の敷地には、スペースや作業ヤードが不足しているため、新たに資材置き場を設置する計画です。

なお、申請地には、以前、農業用倉庫として使用していた建物があり、現在、別の用途に使用しているため、始末書が添付されています。

申請地の資材置き場では、既存の倉庫を活用し、資材を置くとともに、作業車両 1 台と車両 2 台の 3 台設置します。

整地は行いますが、土砂の流出、崩壊がないよう注意し、施行しますとのことです。

そのため、土砂の流出等の恐れはないと考えられます。また、雨水は自然浸透及び自然流下いたします。なお、水利権について、小田井セキ土地改良区から転用は差し支えないと意見書が提出されております。許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

担当推進委員の清田推進委員からは、特に問題ないと思われますと、ご意見をいただいております。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

ただいま事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 5 番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5 条の 6 番及び 7 番について申請案件ごとに申請地及び、譲渡人並びに譲渡人の欄に示す、申請人は異なりますが、譲受人は親子であり、申請内容も同一であります。

また許可は一括した農地の利用を予定しておりますので、一括して審議したいと思います。なお、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では、議案の5条の6及び7の説明をいたします。

多田副会長から説明があったように、5条の6と7の譲受人は親子であり、また、それぞれの申請地は、隣接しており、土地の利用方法に関連があるため、一括して説明いたします。

事務局の説明手順としましては、最初に申請の概要を説明し、次に今回の申請の関連性を紹介し、最後に、個別の申請計画を説明させていただきます。

まず概要です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田んぼです。

5条の6では、息子である小島大樹氏が、一般住宅兼店舗の用途による申請。

5条の7では、隣の土地を父である小島仁生氏が、資材置き場の用途による申請を行っています。次に、申請の関連についてです。

5条の7では、資材置き場を整備する計画ですが、県道等からの進入路がないため、5条の6で、息子が整備する一般住宅兼店舗のスペースを活用し、進入路とする計画です。

次に、個別の計画をします。

まず、5条の6です。

譲受人は、家族が増え、また病院を経営するため、住宅兼店舗を建築する計画です。

申請地では、建築面積157.33平米の2階建て住宅兼店舗を建築する計画です。

なお、駐車スペース4台分を設置します。

造成工事は一部に擁壁を設置し、盛土を行いますが、土砂の流出崩壊はないよう注意し、施行するとのことです。そのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思います。

なお、盛土規制法の対象外です。また、雨水は自然投下します。汚水などは、農業集落排水に接続します。水利権については、城村水利組合から農地転用について差し支えないと意見書が提出されております。許可基準は、第二種農地の許可基準に該当します。

次に、5条の7について説明いたします。

資材置き場の用途による申請です。

譲受人は工務店を経営しており、既存の資材置き場のスペースが不足したこと、そして、佐伯市近郊での業務が多く、その周辺の資材置き場がないため、業務に支障をきたしているため、申請地を資材置き場として利用する計画です。

当該地には、重機1台、作業車両2台、各資材一式を設置する予定です。

その左側の方になります。

はい。資材置き場では設置する予定です。

なお、県道からの進入路がないため、関連議案の5条の6番である息子の住宅の敷地を通行するものです。

また、申請地では、隣接し、現在使用していない水路の払い下げを受け、一体的に資材置き場として利用する計画です。

農地造成については、旧水路の箇所に盛り土を行いますが、高さが最大0.94平米、面積は47平米であるため、盛土規制法には該当いたしません。

あ、すいません。先ほど言い間違えたんですが、高さが最大 0.94 メートルですね、面積は 47 平米であるため、盛土規制法には該当いたしません。

盛土は、土砂の流出、法面の崩壊が起きないよう、注意して行います。

この申請地に水利権はありません。許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

事務局からは以上ですよろしくお願ひします。

(副会長)

続きまして、寺嶋推進委員お願ひいたします。

(寺嶋推進委員)

特に問題ありません。以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 6 番及び 7 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

(副会長)

はい。

(笠村委員)

すいません。ちょっと水路の払い下げっていうのが、使ってないって言ったって水路ですから、当然水が今まで流れたんじゃないかと思うんですけど、そこら辺って、どこが持つとったものを払い下げる。

(副会長)

事務局お願ひします。

(事務局)

ここ、所管所有は佐伯市になります。

担当部署になりますと、建設総務課用地係になりますと、現在、こちらの方代理申請人を通してですね、用地管理係とも話をしておりまして、また、こちら地元との協議も必要だそうです。

使ってないとはいえ、地元との協議も概ね同意ができるおると言いまして、こちら、転用許可がおりた後、正式な手続きを行い、払い下げをしたいということでお話を聞いております。

以上です。

(副会長)

どうですか。いいでしょうか。

(笠村委員)

そういうことができるということはわかるんですけども、転用許可がおりた後、地元と話がもつれる可能性もあるということですね。

(副会長)

はい事務局。

(事務局)

その可能性についてなんですが、一応地元の、もともとその管理してた水利組合、今管理しておりませんがそういったところと話はしております、概ね同意終えておるということなので、その話がもつれるといいますか、はい、その可能性は非常に低いかなと聞いております。

よろしくお願ひします。

(副会長)

寺島推進委員。後、ご意見を。

(寺嶋推進委員)

はい。もう、その水路は実際は使われてないのが現状です。

今、市の方に、同時進行で払い下げの申請をしてるということで、問題ないということで意見を述べました。以上です。

(副会長)

笠村議員、いいですか。他にご意見ないでしょうか。

なければ取りまとめたいと思います。

それでは5条の6番及び7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

まず、続きまして、5条の8番について事務局の説明の後、清田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の8番について説明いたします。

申請地は、宅地分譲の用地としての申請です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、今回、分譲地を2区画整備する計画です。

造成工事は法面の切り土を行いますが、土砂の流出崩壊がないように、注意して施工することです。この切り土は盛土規制法に該当いたしません。

雨水は自然流下します。また、申請周辺には、譲受人が行っておる、令和6年8月許可済みの宅地分譲の事業が、現在進捗率が80%です。

水利権がありません。こちらの地域は都市計画区域内の用途地域に該当するため、許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしくお願ひいたします。

(副会長)

続きまして清田推進委員お願ひいたします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の8番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかご意見がございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは5条の8番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の9番について、事務局の説明の後、推進委員が欠席しておりますので、事務局より、推進委員の意見も合わせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。5条の9について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畠です。

そして申請地での用途は駐車場の用途として、利用する申請です。

譲受人は林業を営んでおり、既存の駐車場が満車のため、近隣の駐車場を一時的に借りている状況であります。

また、新たにトラックやトレーラーを増車する計画があり、新たに駐車場を整備する予定です。

申請地では、普通車6台、2ントントラック2台、10ントントラック3台を配備する予定です。

造成工事は、整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

水利権はありません。雨水は自然流下いたします。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

担当推進委員の小里推進委員からは、問題なしとのご意見をいただいています。

よろしくお願ひいたします。

(副会長)

ただいま事務局からの説明、また担当推進委員からの、意見が述べられました。

それでは、5条の9番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の9番について賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、5条の10番について事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いいたします。

はい。

(事務局)

5条の10について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畠です。

一般住宅の用途による申請です。

譲受人は、現在借家に住んでおり、家族が増えたことにより手狭になったため、住宅を新築する計画です。

申請地では木造1階建て、建築面積103.51、失礼しました。103.51平米の木造住宅を建築します。駐車スペースは4台設置します。

生活排水は合併浄化槽を設置し処理します。処理した水は、隣接する側溝に流します。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。

雨水は市道側溝及び自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第二種農地の許可基準に該当いたします。

事務局からは以上です。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

続きまして永田推進委員お願ひいたします。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(副会長)

ありがとうございます。

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、5条の10番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の10番について賛成される方の挙手をお願いいたします。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第5条に関する10件の審議を終わりたいと思います。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第33号、農地法第3条の12件につきましては、許可したいと思います。

議案第34号、農地法第5条の10件につきましても、許可したいと思います。

それでは本来ここで一旦休憩としたいんですけども、どうしましょうか。

このまま休憩なしで行きますか。

では休憩なしで、引き続き審議を行いたいと思います。

その他の項目の1、非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番を説明いたします。

申請地の調査は、11月18日に担当区の寺嶋推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字長谷の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成13年4月ごろから耕作放棄をし、樹木等が自生し山林化しています。

現況は先方の画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局から説明は以上です。

(副会長)

続きまして寺嶋推進委員お願いいたします。

(寺嶋推進委員)

はい。特に問題ありません。以上です。

(副会長)

事務局からの説明、担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号1番について、これより意見等を求めるたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めるたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号2番について、事務局の説明の後、推進委員が欠席しておりますので、事務局より推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は11月18日に担当区の松本推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市女島2丁目の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和58年ごろに、農地法の許可をえずに住宅を建築し、約42年経過しております。

なお、隣接地は、昭和54年8月に転用許可を終えております。

現況は先方画面に映し出しているとおりで、建築物の敷地等の敷地にして、相当なものでありかつ建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号 2 番について、これより意見等を求めるたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めるたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして、番号 3 番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。
申請地の調査は 11 月 18 日に、担当区の坂本推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。
申請地は佐伯市上浦大字津井浦の 3 筆です。
申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。
本申請地は昭和 60 年 1 月ごろから耕作放棄し、樹木等が自生し、山林化しています。
現況は、成功画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。
よって非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。
事務局からの説明は以上です。

(副会長)

続きまして坂本推進委員お願いいいたします。

(坂本推進委員)

はい。特に問題はないと思います。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは番号 3 番について、これより意見等を求めるたいと思います。
どなたかございましたら、挙手をもってお願いいいたします。
なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。
それでは、番号 3 番について賛成される方の挙手を求めるたいと思います。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして番号 4 番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 4 番の説明をいたします。
申請地の調査は 11 月 18 日に、担当区の後藤推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。
申請地は佐伯市蒲江大字畠野浦の一筆です。
申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。
本申請地は昭和 50 年頃から耕作放棄をし、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

続きまして後藤推進委員お願ひいたします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われます。

(副会長)

はい、ありがとうございます。

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは、番号4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号5番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願5番を説明いたします。

申請地の調査は11月18日に担当区の後藤推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字畠野浦の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和60年ごろから耕作放棄をし、樹木等が自生し原野化しています。

また、道路の拡幅による残地の農地であり、耕作不能な土地であります。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

続きまして後藤推進委員お願ひいたします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思います。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 5 番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、番号 5 番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 6 について、事務局の説明の後、清田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 6 番の説明をいたします。

申請地の調査は 11 月 18 日に担当区の清田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市鶴岡町 2 丁目の一筆です。

本市、申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本新設は昭和 44 年ごろから、農地法の許可をえずに住宅を建築し、約 56 年経過しております。

住宅は 3 棟建築していましたが、うち 2 棟は撤去され、現在は 1 棟のみになっております。

現況は前方画面に映したりしているとおりで建築物等の敷地として相当なものでありかつ建築後 20 年以上経過しています。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

続きまして、清田推進委員お願ひいたします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われます。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員の意見が述べられました。

それでは、番号 6 番について、これより意見等を求めることがあります。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは番号 6 番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 7 について事務局の説明の後、事務局より推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 7 番の説明をいたします。

申請地の調査は 11 月 20 日、担当区の岡田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字重岡の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 50 年頃から耕作放棄をし、樹木、竹等が自生し山林化しています。

現況は前方面面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号 7 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら举手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは番号 7 番について賛成される方の举手を求めたいと思います。

全員、賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 8 番についてですが、山田美之委員が申請者の代理となっており、佐伯市農業委員会、会議規則第十条の規定により、案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

改めて番号 8 番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 8 番の説明をいたします。

申請地の調査は 11 月 21 日に担当区の曾根田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字仁田原の 5 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 10 年頃から耕作放棄をし、樹木等が自生し原野化しています。

また、申請地のうち、道路の緑地帯で、樹木等が植えられている土地と倉庫が建築されている土地があります。

現況は前方面面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

続きまして曾根田推進委員をお願いいたします。

(曾根田推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 8 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは、番号 8 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで許可したいと思います。

山田美之委員、席にお戻りください。

続きまして番号 9 について事務局の説明の後、推進委員が欠席しておりますので、推進委員の意見もあわせて、お願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 9 番の説明をいたします。

申請地の調査は 11 月 20 日に担当区の小里推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字木浦鉱山の 2 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書のとおりです。

本申請地は平成 10 年頃から耕作を休止、樹木等が自生し山林化しています。

なお、5 条の 9 番で審議いただいた土地の隣接地の一部は、進入口として利用されており整備されております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(副会長)

事務局からの説明、また、担当推進委員からの意見書が述べられました。

それでは、番号 9 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございますので取りまとめたいと思います。

それでは、番号 9 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 9 件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の②農用地利用集積促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは農政課より説明をお願いいたします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画カッコ案に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和8年2月1日開始分の2件になります。

内訳としまして、契約期間10年のもの、更新で登記地目畠2筆、3,342平メートル。

以上合計に実面積が3,342平メートルとなっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(副会長)

ただいま、農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

全員賛成ということで承認したいと思います。

以上での農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにて、すべての日程が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を、副会長お願ひいたします。

(副会長)

これをもちまして令和7年第12回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さんお疲れ様でした。

(15時05分閉会)